

厚生労働科学研究費補助金交付申請書

平成 23 年 9 月 16 日

厚生労働大臣 殿

〒466-0045
 住 所 名古屋市昭和区丸屋町四丁目 31-16
 申請者 フリガナ名 アオキヤスヒロ 印
 氏 名 青木 康博
 生年月日 19 58 年 4 月 7 日生

平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金 (厚生労働科学特別 研究事業) 交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 申請金額 : 金 13,000,000 円也 (うち間接経費 3,000,000 円)
2. 研究課題名 (課題番号) : 激甚災害時における死体検案体制の整備および運用に関する研究 (H23-特別-指定-007)
3. 研究事業予定期間 : 平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで (1) 年計画の (1) 年目
4. 申請者及び経理事務担当者

申請者	所属研究機関	公立大学法人名古屋市立大学			
	所属部局	大学院医学研究科 (医学教育・社会医学講座法医学分野)			
	職名	教授			
	所属研究機関 所在地 連絡先	〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 Tel: 052-853-8179 Fax: 052-842-7701 E-mail: aokiy @ med.nagoya-cu.ac.jp			
	最終卒業校	東北大学大学院	学位	医学博士	
	卒業年次	1988 年	専攻科目	法医学	
経理事務担当者	氏名 (フリガナ)				
	連絡先・所属部局・課名	〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 Tel: Fax: E-mail: 名古屋市立大学医学部・事務室			
研究承諾の有無	有・無	事務委任の有無	有・無	所属研究機関における間接経費の受入の可否	可・否
COI (利益相反) 委員会の有無	有・無	COI 委員会への申出の有無	有・無	本研究に関連する経済的利益関係の有無	有・無

5. 研究組織情報

研究者名	分担する研究項目	最終卒業校・卒業年次・学位及び専攻科目	所属研究機関及び現在の専門(研究実施場所)	所属研究機関における職名	研究費配分予定額(千円)
青木 康博	研究の統括・死体検案支援体制の調査検証	東北大学大学院・1988年・医学博士・法医学	名古屋市立大学・法医学	教授	0
平岩 幸一	検案体制の調査検討(福島県)	東北大学大学院・1978年・医学博士・法医学	福島県立医科大学・法医学	教授	
舟山 真人	検案体制の調査検討(宮城県)	東北大学大学院・1986年・医学博士・法医学	東北大学・法医学	教授	
出羽 厚二	検案体制の調査検討(岩手県)	新潟大学・1985年・医学博士・法医学	岩手医科大学・法医学	教授	
曾根 智史	死体検案研修カリキュラム策定	産業医科大学・1985年・医学博士, 公衆衛生学修士・公衆衛生学	国立保健医療科学院・公衆衛生学	国際協力研究部部長	
岩瀬博太郎	災害時検案体制の制度化の検討	東京大学・1993年・博士(医学)・法医学	千葉大学・法医学	教授	
小室 歳信	歯科的個人識別システムの検討	日本大学・1977年・歯学博士・社会系歯学	日本大学・歯科法医学	教授	
久保 真一	災害時検案支援体制の調査検討	長崎大学大学院・1988年・医学博士・法医学	福岡大学・法医学	教授	
呂 彩子	災害時検案支援体制の調査検討	慶應義塾大学大学院・2004年・博士(医学)・法医学	東京女子医科大学・法医学	講師	

6. 政府研究開発データベース
研究者番号及びエフォート

研究分野及び研究区分

	コード番号	重点研究分野	研究区分
研究主分野	102	ライフサイエンス	医学・医療
研究副分野 1	702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
研究副分野 2			
研究副分野 3			

研究キーワード

	コード番号	研究キーワード
研究キーワード 1	22	医療・福祉
研究キーワード 2	181	自然災害
研究キーワード 3	189	復旧・復興
研究キーワード 4	194	危機管理
研究キーワード 5	175	津波

研究開発の性格

基礎研究		応用研究		開発研究	
------	--	------	--	------	--

7. 研究の概要

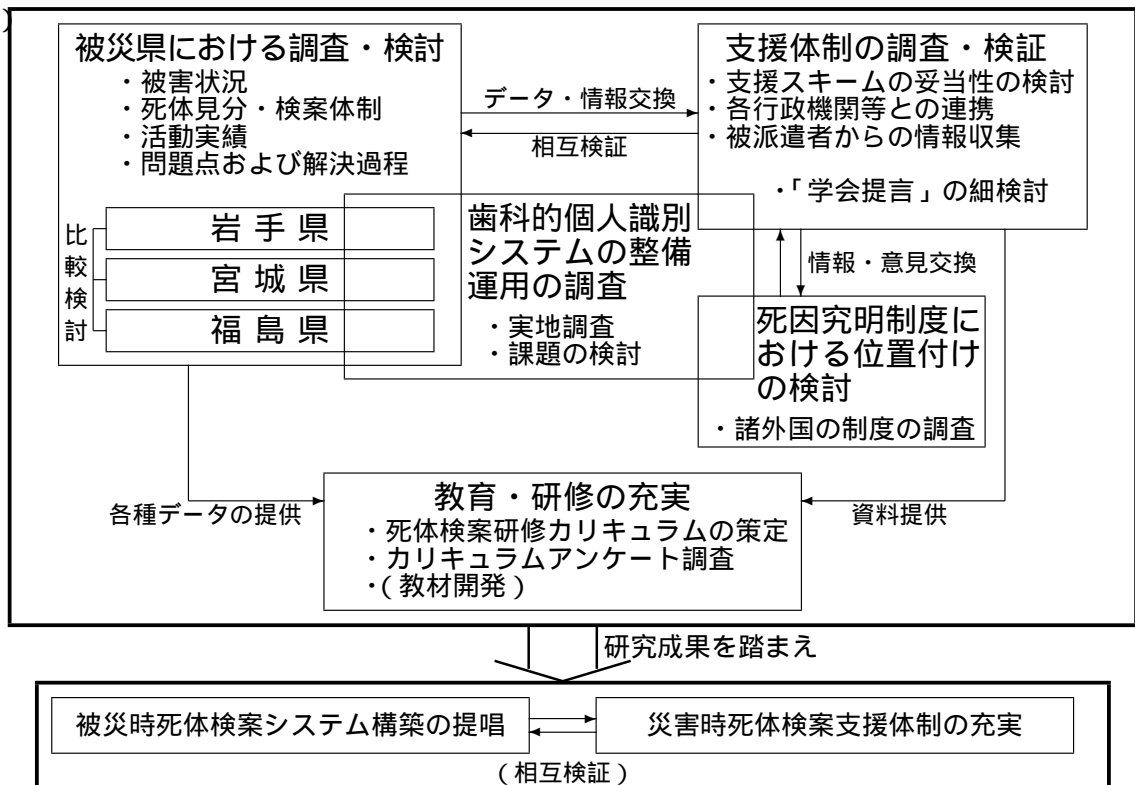
- (1) 「8. 研究の目的、必要性及び特色・独創的な点」から「11. 倫理面への配慮」までの要旨を1,000字以内で簡潔に記入すること。
- (2) 複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と当該事業年度の計画との関係が分かるように記入すること。
- (3) 研究の目的、方法及び期待される効果の流れ図を記入又は添付すること。

大規模災害時に適切に死体見分・検案がなされることは、社会福祉・危機管理いずれの観点からも極めて重要であり、その体制の整備は災害対策上重視されるべき課題の一つである。本研究は、東日本大震災時における死体検案体制および状況について、被災3県（岩手・宮城・福島）ごとの詳細な調査、および日本法医学会による死体検案支援をはじめとする全国規模の法医学・法歯学専門家集団による支援活動の検証を行うことを通じて、今回の震災および将来の大規模災害時の個人識別を含めた死体検案体制の高度化、および死体検案業務の充実に資する基礎的知見の蓄積を目指す。

調査は以下の3点について実施する。被災地における調査は、各県ごとの臨時検案体制、活動実績、問題解決過程について被害の状況と合わせて行い、さらに3県を比較・検討する。一方、特定非営利活動法人日本法医学会が実施している災害支援派遣事業につき、実績や被派遣者への聞き取り調査・アンケート調査等によって、体制の妥当性、各行政機関等との連携のあり方について検証し、支援における課題を探る。個人識別のために災害支援と同時進行で整備・運用が目標されている歯科所見照合システムについて実地の調査を行い、課題を検討する。これらの調査結果をもとに被災時における高度化・重層化した死体検案システムの構築の提言を目指すとともに、大規模災害時において、行政や関係諸機関との連携のもとに法医学・法歯学専門家集団により死体検案が組織的かつ適切に行われるための支援体制の拡充、具体的には阪神淡路大震災を契機にした先行研究の成果をもとに作成された日本法医学会の「大規模災害・事故時の支援体制に関する提言」の見直しを目指す。また大規模災害時の死体検案体制の、死因究明制度における位置づけについても検討する。さらに、これまで日本法医学会が関与してきた過去の大規模災害や今回の調査データの解析結果をもとに、大規模災害に関する死体検案研修カリキュラムの策定、および教材開発を目的とした基礎的資料の作成を行う。

わが国では大規模災害時の死体検案の実際についてこれまで医学界で系統的・網羅的な検討がなされたことは、あまり例がない。大規模災害はその種類・規模において多様であり、個別の対応が必要となる事項が多く発生するが、今回の震災の隔絶した甚大さおよび各県で異なる被災状況により、多くの新たな課題が露呈されており、本研究による詳細な調査・検証は社会の危機管理に大いに寄与するものと考えられる。

(流れ図)



8. 研究の目的、必要性及び特色・独創的な点

- (1) 研究の目的、必要性及び特色・独創的な点については、適宜文献を引用しつつ、1,000字以内で具体的かつ明確に記入すること。
- (2) 当該研究計画に関して現在までに行った研究等、研究の最終的な目標を達成するのに必要な他の研究計画と、当該研究計画の関係を明確にすること。
- (3) 研究期間内に何をどこまで明らかにするか、各年度の目標を明確にしたうえで記入すること。
- (4) 当該研究の特色・独創的な点については、国内・国外の他の研究でどこまで明らかになっており、どのような部分が残されているのかを踏まえて記入すること。

東日本大震災は戦後最多の犠牲者を出した大災害であり、現在もなお多数の行方不明者を残している。日本法医学会は震災発生直後より対策本部を設置し、現地の大学法医学教室・行政機関と連携し死体検案支援を行い、現在も継続している。これはわが国唯一の全国規模の専門家集団による体系的死体検案支援事業であり、阪神淡路大震災を契機にした先行研究（平成9-10年度厚生労働省科学研究費補助金災害時支援対策総合研究事業、代表：高津光洋）の成果をもとに日本法医学会が採択した「大規模災害・事故時の支援体制に関する提言」（日本法医学雑誌1997: 51; 247-50, 以下「学会提言」）に基づき運営されている。一方、今回の震災においてはその激甚さから、死体見分・検案についても被災地の警察・医療機関や大学、医師会・歯科医師会のみならず、全国から空前の規模の人的・物的資源が投入されている。したがってその全体像および具体的活動状況について被害の実態を把握するとともに詳細なデータを収集・解析することは、今回の震災に対する今後の方針決定だけでなく、将来起こりうる大規模災害に対する効果的対策を構築し、さらには死体検案に関する制度設計を行う上で不可欠な作業といえる。本研究は、被災3県（岩手・宮城・福島）における死体見分・検案活動の実態調査、および全国規模の法医学・法歯学専門家集団による支援活動の検証を通じ、大規模災害時の個人識別を含めた死体検案体制の高度化、および死体検案業務の充実に資する基礎的知見を蓄積することを目的とする。

わが国では阪神淡路大震災以後さまざまな大規模災害を経験し、制度整備やノウハウの蓄積がなされてきたが、死体検案についてこれまで医学界で系統的な検討はなされていない。また大規模災害はその種類・規模において多様であり、個別の対応が必要となる事項が多く発生し、検案において今回新たに導入された試みも少なくない。特に各県の被災状況が異なり、それぞれに臨時検案体制を構築した経緯があり、これらを比較検討することにより被災時における死体検案体制にとって有用な知見を得ることが可能と考えられる。また「学会提言」にもとづく初の死体検案支援活動の詳細な検証により、「学会提言」ではあまり言及されていない支援体制を含めて、その課題が明らかになることが期待され、体制・制度の整備を通じて社会の危機管理に寄与するところが大であると考えられる。

9. 期待される成果

- (1) 期待される成果については、厚生労働行政の施策等への活用の可能性（施策への直接反映の可能性、政策形成の過程等における参考として間接的に活用される可能性、間接的な波及効果等（民間での利活用（論文引用等）、技術水準の向上、他の政策上有意な研究への発展性など）が期待できるか）を中心に600字以内で記入すること。
- (2) 当該研究がどのような厚生労働行政の課題に対し、どのように貢献するのか等について、その具体的な内容や例を極力明確にすること。

大規模災害時の死体検案体制の整備は、災害時の被害やそれによる混乱を最小に抑える上で重要である。現在も継続中の死体検案体制につき速やかに調査・検証に着手することにより、現状における改善すべき点を、速やかに行政等の関係機関にフィードバックすることが可能となる。また被災地における死体検案体制および実務的側面についての調査結果の解析は、行政による大規模災害対策の策定において利用価値の高いデータとなるとともに、今回のような被災地外からの支援が必要となる場合の支援の枠組みの構築や充実にも寄与する。全国的支援体制が洗練されたものとなれば、大規模災害時における法医学専門医師およびその知識・技能がより効果的に配置されることなどにより、行政や関係諸機関との連携のもとに死体検案が組織的かつ適切に行われることが期待でき、災害復興支援の観点からもその社会的意義は大きい。また死体検案は死体解剖とともに死因究明の根幹をなすものであり、今後のわが国の行政の課題の一つである死因究明制度の整備や法制化を目指す上で、災害時の死体検案体制の明確化や、個人識別方法論の確立も必要である。さらに今回の極限的な死体検案活動から得られる具体的な知見は医師・歯科医師の卒前・卒後教育の資料としても貴重である。すなわち、大規模災害時の死体見分・検案システムや方法論について死体検案研修のカリキュラムの改善や、新たな教材開発などを通じて、死体検案に携わる人材の育成に寄与することが期待される。

10. 研究計画・方法

- (1) 研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法を 1,600 字以内 で記入すること。
- (2) 研究計画を遂行するための研究体制について、研究代表者、研究分担者及び研究協力者の具体的な役割を明確にすること。
- (3) 複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と年次計画との関係がわかるように記入すること。
- (4) 当該年度の研究計画・方法を明確に記入すること。
- (5) 本研究を実施するために使用する研究施設・研究資料・研究フィールドの確保等、現在の研究環境の状況を踏まえて記入すること。
- (6) 臨床・疫学研究においては、基本デザイン、目標症例・試料数及び評価方法等を明確に記入すること。

本研究は現在も継続中の東日本大震災の災害復旧活動を対象としているため、本年度は実態調査研究を主体とする。なお、データの収集にあたっては警察庁および各県警察本部等の行政官庁，ならびに医師会・歯科医師会にも協力を依頼するとともに，意見交換を行う。

1. 被災地における死体見分・検案体制，活動実績の調査・検証（平岩・舟山・出羽他）

今回の震災においては当初通信が途絶したことや，調査対象となる被災 3 県（岩手・宮城・福島）がいずれも監察医制度非施行地域であったことなどから，主として警察等の行政機関・大学・各県医師会および歯科医師会などの連携により，各県独自に臨時検案体制を構築した。その詳細を具体的な通時的・共時的活動実績や問題解決過程とあわせて調査・検討する。またあらかじめ行政機関および各団体などにおいて指定されていたガイドラインや行動計画の妥当性などについても法医学的見地からの検証を行う。さらに被害の実態とともに，3 県の体制・実績を比較・検討することにより，最終的にはより高度化・重層化した被災時における死体検案システムの構築の提言を目指す。

2. 法医学・法歯学専門家集団による死体検案支援体制の調査・検証（青木・久保・岩瀬・呂他）

日本法医学会が震災後継続的に実施している災害支援派遣事業について，これまでの実績をもとにその体制の妥当性や各行政機関等との連携のあり方について検証するとともに，被派遣者への聞き取り調査・アンケート調査等により，専門家集団としての支援における課題を探る。被災規模が甚大な場合の支援体制や，行政および他団体との連携，支援期間が長期にわたる場合の，復旧過程（フェイズ）ごとに異なるニーズに対する的確な対応など，今後の死体検案支援体制に関する提言に資する検討を行う。

3. 歯科的個人識別システムの整備・運用についての調査・検討（小室・出羽他）

身元不明死体の個人識別は死因判断とともに死体見分・検案における重要課題であり，特に大規模災害時には最も優先される。今回の震災においては時日の経過とともに今後ますます重視される事項である。大規模災害などの際に活用される歯科所見の対照資料のデータ化および照合システムは，従来より日本法医学会，日本歯科医師会などが提唱し，現在同時進行で整備・運用を目指しているところであるが，これらの機関と協力し，実地の調査を行い，課題を検討する。

以上の 3 項目については，調査・検証の過程で現在継続中の死体検案体制につき改善が必要な課題が明らかになった場合には，積極的かつ速やかに提言等を発することとする。

4. 大規模災害に対応する死体検案研修カリキュラムの策定・教材開発（曾根・岩瀬・青木他）

これまで日本法医学会が関与してきた過去の大規模災害における検案活動の報告や今回の調査データおよびその解析結果をもとに，国立保健医療科学院などで行われている死体検案研修における，大規模災害に関するカリキュラムを策定する。受講者などに対するアンケート調査の結果の分析も併せて行う。また歯科用を除き，わが国には集団災害における死体検案に関連した教材は乏しいので，その開発を目的とした基礎的資料を作成する。

5. 死因究明制度の整備に関する検討（岩瀬，久保，青木他）

死体検案は死因究明制度の根幹に関わる事項である。死因究明制度については，日本法医学会は 2009 年 1 月に「日本型の死因究明制度の構築を目指して：死因究明医療センター構想」を，また本年 5 月には警察庁の研究会が「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について」の提言を公表しているが，いずれにおいても大規模災害に関する言及はあまりない。今回の研究成果を踏まえ，また諸外国の実態も調査した上で，大規模災害時の死体検案体制の死因究明制度における位置づけのあり方について検討する。

11. 倫理面への配慮

<p>・研究対象者に対する人権擁護上の配慮、不利益・危険性の排除や説明と同意（インフォームド・コンセント）への対応状況及び実験動物に対する動物愛護上の配慮等を記入すること。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 死体検案及び関連業務従事者に対するアンケート調査・聞き取り調査の際には、必要十分な研究の趣旨説明を行い、同意を得た上で行う。 ● 震災被害者およびその遺族を直接の研究対象とはしない。また震災被害者に関して個人が特定される形での情報収集は行われない。 ● アンケート調査項目は、被害者の尊厳や遺族の人権に十分配慮して構成する。 ● 個人情報保護法の規定を遵守し、必要に応じて所属機関の倫理委員会により審査・承認を受ける。 	
<p>遵守すべき研究に関係する指針等 （研究の内容に照らし、遵守しなければならない指針等については、該当する指針等の「<input type="checkbox"/>」の枠内に「<input type="checkbox"/>」を記入すること（複数の指針等が該当する場合は、それぞれの枠内に「<input type="checkbox"/>」を記入すること。）</p> <p><input type="checkbox"/> ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 <input type="checkbox"/> 疫学研究に関する倫理指針</p> <p><input type="checkbox"/> 遺伝子治療臨床研究に関する指針 <input type="checkbox"/> 疫学研究に関する倫理指針</p> <p><input type="checkbox"/> 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針</p> <p><input type="checkbox"/> その他の指針等（指針等の名称：<input type="text"/>）</p>	
疫学・生物統計学の専門家の関与の有無	有 ・ 無 ・ その他（ <input type="text"/> ）
臨床研究登録予定の有無	有 ・ 無 ・ その他（ <input type="text"/> ）